

令和 5 年度財政援助団体等監査結果に対する改善策

- 1 対象施設
新座市老人福祉センター及び第二老人福祉センター
- 2 監査の対象
いきいき健康部長寿はつらつ課及び帝国ビル管理協同組合
- 3 監査結果に関する報告
令和 5 年 1 1 月 2 9 日付け新監発第 1 4 3 号
- 4 改善策の通知
令和 6 年 1 月 2 9 日付け新長発第 2 4 8 8 号
- 5 改善策の内容

口頭講評事項	改善策
(1) 口頭講評とすべき事項 第二老人福祉センター事務職員の配置について 新座市老人福祉センター及び第二老人福祉センター指定管理業務仕様書において、第二老人福祉センターの事務職員は、日曜日を除き利用時間中は常時 4 名以上配置することとなっているが、勤務シフト表と出勤簿を照合したところ、実際は 3 名配置が常態化していた。 職員配置は仕様書の主要事項である。適切な運営を行っていただきたい。	第二老人福祉センターの事務職員の配置について、実際は仕様書の人数より少なく配置していたことから、不足する職員分の人件費の返還を求めることとします。 また、今後は、勤務シフト表により、適正な配置人数で運営されているか確認をします。
(2) 改善及び検討を要する事項 市直営施設分も含めた利用者データ管理システムについて 現在、新座市老人福祉センター及び第二老人福祉センターは指定管	利用者の利便性を考慮して、引き続き福祉の里老人福祉センターにおいても利用者データ管理システムによる QR コードを利用した受付を行っていくため、当該施設に係る利用者データ管

理、福祉の里老人福祉センターは市直営で運営されている。各センターは利用受付等に当たり、共通の利用者データ管理システムを使用しているが、福祉の里老人福祉センターの端末を指定管理者が指定管理料で購入（端末代 116,390 円）し、またシステム委託料（契約額 5,000,000 円、うち令和 4 年度は 1,000,000 円支出）も全額負担していた。

福祉の里老人福祉センターは指定管理者の管理する施設に指定されておらず、また、仕様書には施設利用に係るシステムは記載されていないため、指定管理者の収支に影響する経費に福祉の里老人福祉センターの費用が含まれるのは、適切ではない。市は福祉の里老人福祉センターを含め、利用者データ管理システムの在り方を検討、協議する必要がある。

理システム等について、費用負担の面も含めて契約形態等を整えてまいります。